

# 承認工事の基準

「承認工事の取扱いについて」(昭和 63 年 2 月)

23 日道維第 608 号県土木部長通知) から抜粋。

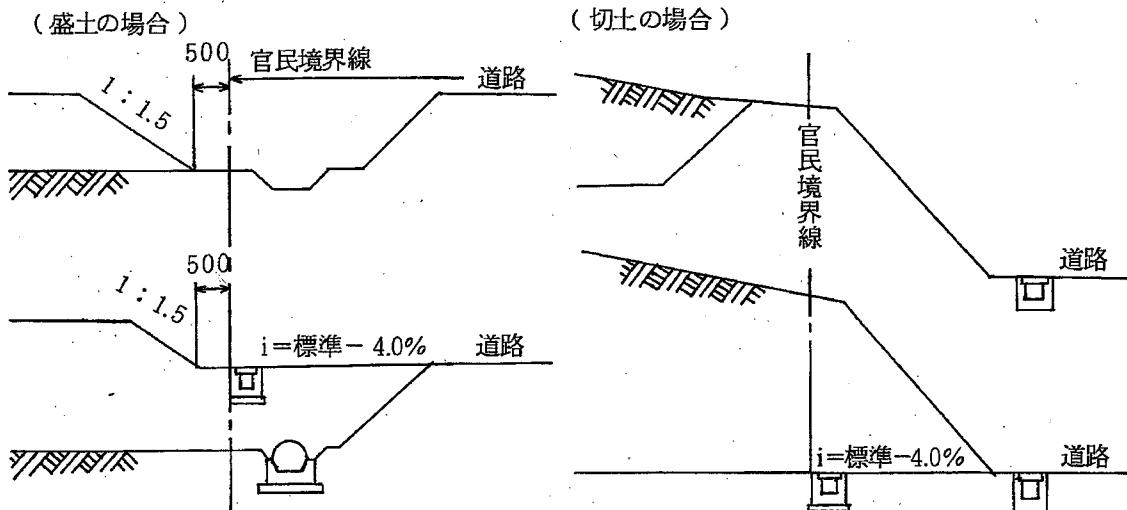
承認工事によって道路敷内に設けられる施設は、工事完成後、道路管理者に帰属し引き継がれることから、道路の構造の保全上、交通の管理上支障のないものでなければなりません。

したがって、承認工事の審査にあたっては、道路の効用の保持と道路の将来計画を十分考慮し、必要な条件を具備するよう指導しています。

## 1 道路法尻における切土、盛土の方法

### (1) 一般施工

- ① 民地の切土盛土の施工高は、その目的によって決められるもので、法尻は民地内に納まるようにすること。



- ② 切土する場合に発生する土砂（道路敷分）は、総合支庁の指示に基づき、県工事箇所又は公共施設などに処理すること。

### (2) 埋設物の処理

- ① 盛土によって在来の用排水機能を埋設する場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物（管渠、函渠等）の新設又は在来構造物の補強等を行うこと。
- ② 構造物の埋設延長が、長区间にわたる場合は用排水断面をできるだけ大きくし、延長 15~20m毎に清掃用のマンホールを設けること。（新設するマンホールの位置は、前後の既設マンホール等の位置を考慮して決めます）。

③ 構造物を設ける場合は、前後の接続等を考慮して敷高延長を決定こと。

### (3) 側溝の設置

- ① 官民境界線の官地側に沿いコンクリート側溝（U型、L型、半円型等）を設置すること。
- ② 側溝の種類、構造、勾配等は、申請地の隣接地の現況及び将来の状況を考慮し、一貫性をもって施工するものとし、特に側溝の構造については、利用車両の種類を考え堅固なものとすること。
- ③ 道路用地以外に降った雨水等は、地形上やむを得ない場合を除き、原則として路面排水施設には流入させないこと。

### (4) 官民境界杭の設置及び道路区域の確定

- ① 官民境界線に沿ってコンクリート側溝を設置した場合でも、境界杭（アスファルト、コンクリート地の場合は埋め込み式の金属プレート標、道路鉄等）によって敷地を明確にすること。
- ② 通路や道路の取付けにあたっては、道路区域を明確にすること。

### (5) 環境上の配慮

切土、盛土を施工し、道路敷内にかなりの広場が生じる場合は、不法駐車、ゴミ捨て等、道路環境を著しく害することになるので、花壇、緑地帯を設ける等して環境の整備についても十分に考慮すること。

### (6) 不法占用の禁止

工事竣工後においては、施工承認箇所を通路以外に使用するための占用は認めない。

## 2 通路の設置

### (1) 通路の定義

通路とは、沿道筋の各種建物及び事業施設等から道路に通行するために設置するもので、切土盛土工事より構築されるものは勿論、階段橋等の構造物も含まれる。

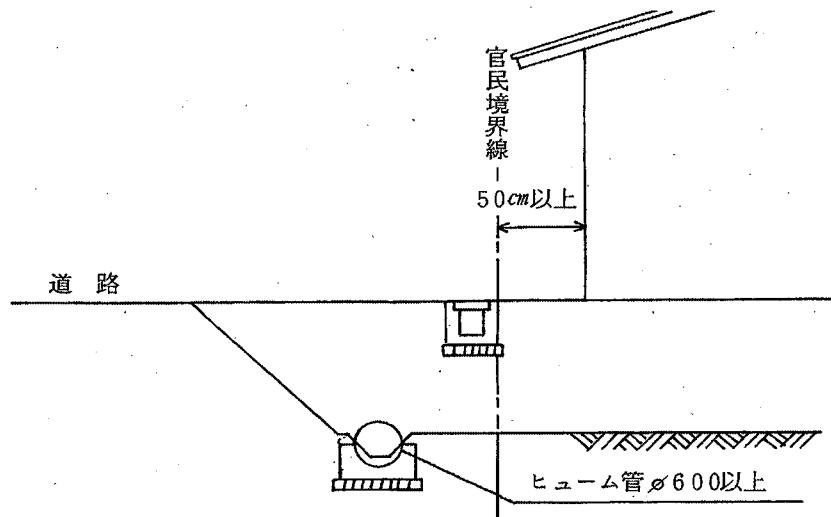
### (2) 沿道建物の法的規制及び設備計画

#### ① 民家に類するもの

民法234条の規定（「建物を築造するには、境界線より50cm以上の距離を存することを要する」）に基づき、建物の壁の外側と境界線の間隔を50cm以上確保し、軒先が境界

線から隣接地に出ることがないようにすること。

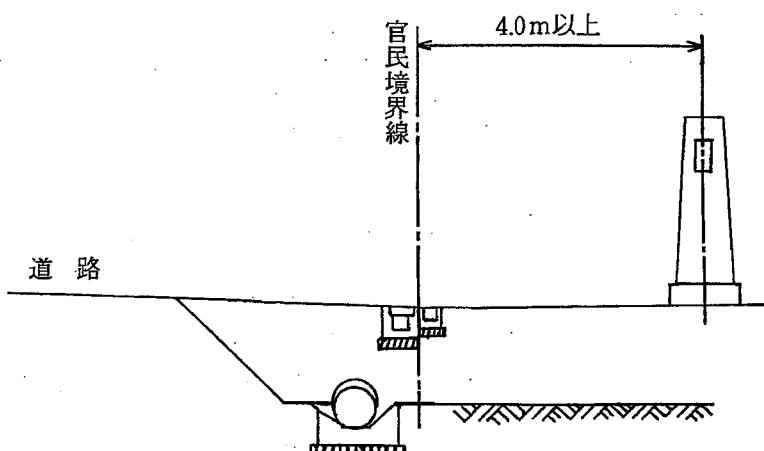
なお、建築基準法第65条の規定に基づき、都市計画区域内の防火地域又は準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を官民境界線に接して設けることができるこことする。



## ② ガソリンスタンドに類するもの

ガソリンスタンドについては、「危険物の規制に関する政令」（昭和34年9月26日政令第306号）第17条第8項の規定に基づき、固定給油設備の位置は、道路境界線（官民境界線）から4.0m以上離すこと。

固 定 給 油 設 備 の 区 分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4 m以上
その他の固定給油設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このイ及び次号イにおいて「最大給油ホース全長」という。）が三メートル以下のもの	4 m以上
	最大給油ホース全長が三メートルを超えて四メートル以下のもの	5 m以上
	最大給油ホース全長が四メートルを超えて五メートル以下のもの	6 m以上



また、民地側から流出する汚水、汚油等は、民地側に排水溝及び沈殿槽を設けて処

理し、流末を道路用側溝に流入させないこと。

③ 倉庫に類するもの

道路敷内での荷物の積卸しは、一般車両及び歩行者の通行に著しい影響を与えるとともに交通事故を誘発することになるので、絶対に避けること。

このため、民地内に荷物の積卸しをする場所を確保すること。

④ 駐車場、バス会社の車庫等

場内の混雑により道路上に車両が停滯し、一般車両や歩行者に影響を与えることがないよう、場内設備の配置が配慮されていること。

なお、大規模な駐車場を有する施設の通路は、出口と入口を分離すること。

(3) 通路の位置等

- ① 通路は、道路交通法第44条に掲げる区域には設けないこと。（やむを得ず当該区域内に設置する場合は、公安委員会の意見を聴いた上で判断します。）
- ② 通路は、原則として1ヶ所とすること。やむを得ない場合でも、2ヶ所を限度とすること。
- ③ 出入口を別に設ける場合は、車道端で10m以上の間隔をとること。

(4) 通路の構造

① 通路の分類

通路の種類は、利用形態に応じて下記の3種に分類する。

(イ) 第1種通路

普通自動車のうち、概ね長さ8m以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び運輸倉庫等の通路

(ロ) 第2種通路

普通自動車が出入りする通路で、第1種通路以外のもの

(ハ) 第3種通路

小型自動車のみが出入りする通路で、第1種及び第2種通路以外のもの

② 通路の形状

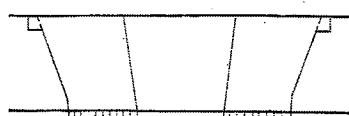
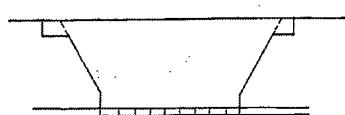
通路の形状はA型及びB型の2種類とすること。

(イ) A型

(ロ) B型

通路の両側にすみ切を有するもの

通路の片側にのみ、すみ切を有するもの



(ハ) C型

一方通行、中央分離帯設置区間及び中央分離帯設置計画のある区間で通路を2箇所

設ける場合は、原則としてB型とすること。

### ③ 通路の幅員

通路の幅員は、官民境界線の位置において通路の種類により、次表によること。(主たる利用形態がトレーラー又は特殊な車両となる箇所については、別途考慮することがあります。)

通路区分 通路の形状	A型		B型
第1種通路	標準 12m	最小 10m	8 m
第2種通路	8 m	7 m	7 m
第3種通路	4 m	3 m	—

### ④ 舗装構成等

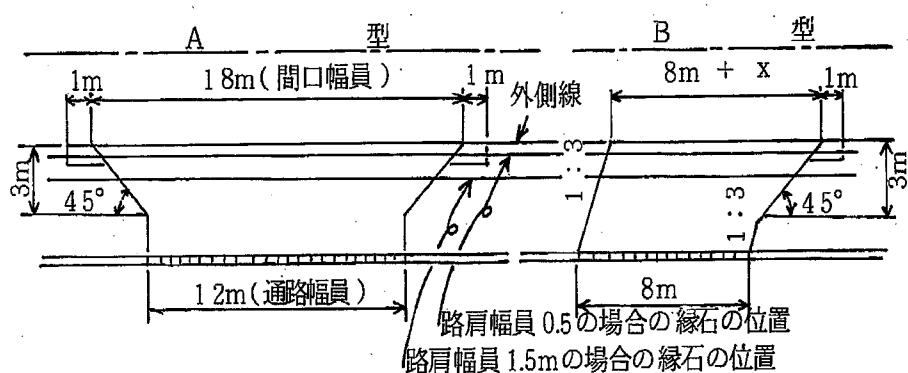
通路の舗装は、本線の舗装にかかわらず、アスファルト舗装を原則とし、舗装厚及び構造等は次表によること。

舗装種類	構造	第1種 通路	第2種 通路	第3種 通路
アスファルト舗装	表層(細粒又は密粒等)	cm 5	cm 5	cm 5
	基層(粗粒度アスコン)	10	5	
	下層路盤(切込碎石50mm以下)	30	25	25
コンクリート舗装	コンクリート( $\varnothing 28 = 210\text{kg}/\text{cm}^3$ )	25	20	15
	下層路盤(切込碎石、50mm以下)	25	20	10

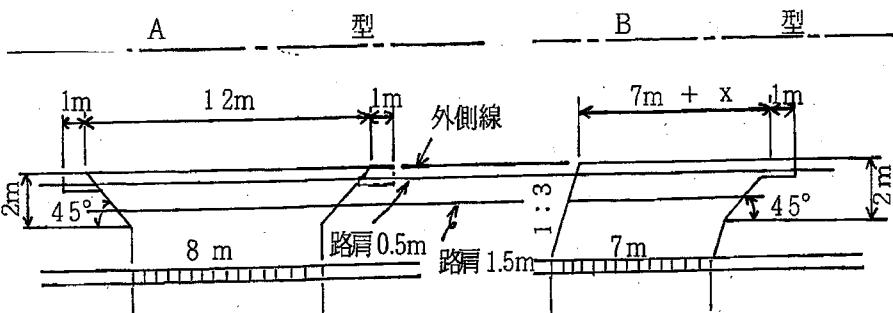
### ⑤ すみ切り

すみ切りは、第1種通路3m、第2種通路2m、第3種通路は1.5mとすること。

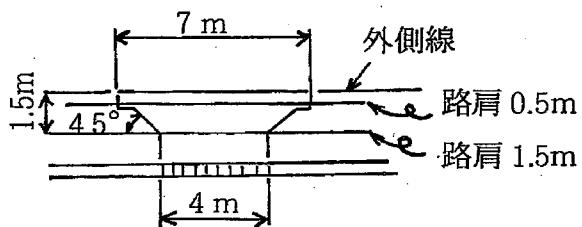
#### (Ⅰ) 第1種通路



#### (Ⅱ) 第2種通路



(八) 第3種通路



(二) 車道端から官民境界線まで上記の(イ)、(ロ)の長さを確保できない場合は、官民境界線から45度で擦り付けること。

(路肩幅員と間口幅員)

路肩幅員 (B)	第1種	第2種	第3種
$B \leq 0.5m$	18m	12m	7m
$0.5 \leq B < 1.0$	17	11	6
$1.0 \leq B < 1.5$	16	10	5
$1.5 \leq B < 2.0$	15	9	4
$2.0 \leq B < 2.5$	14	8	4
$2.5 \leq B < 3.0$	13	8	4
$3.0 \leq B < 3.5$	12	8	4

注) 路肩幅員とは外側線から歩道縁石又は舗装端までの距離をいう。

(六) 縦断勾配

通路の縦断勾配は、路肩から下記の区間において、±2.5%以内とすること。（歩道の切下げの場合は該当しない。）

第1種通路 10m 第2種通路 5m 第3種通路 3m

(七) 視距

出口における見透し距離は、道路に出るため一旦停止し道路の交通状況を確認する位置において、道路構造令でいう視距が確保できること。

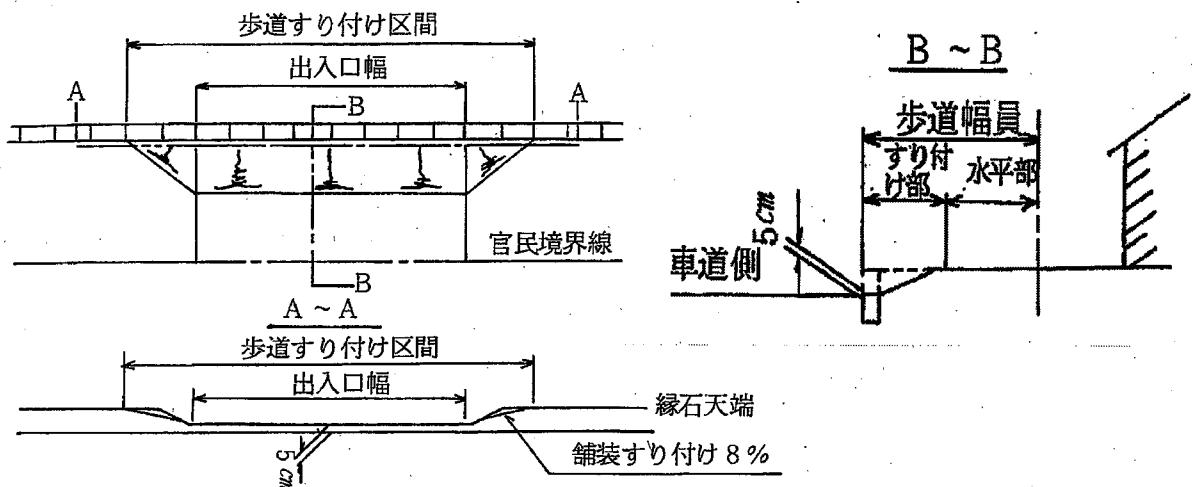
(八) 歩道乗入れ

(イ) 歩道への自動車乗入れの通路は、歩道部の切下げによるものとし、舗装構成は2(4)④によること。

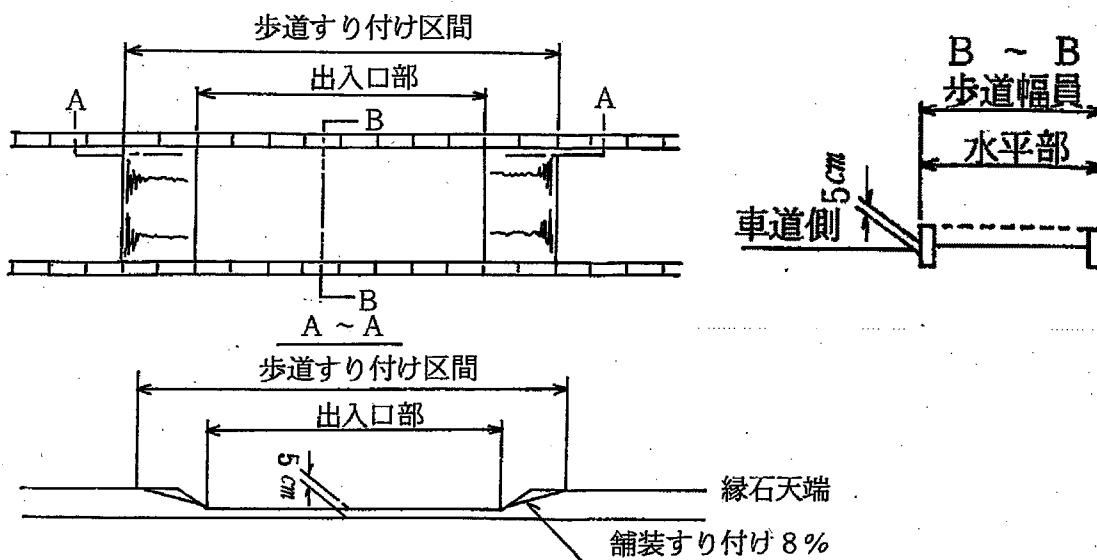
(ロ) 歩道の切り下げの擦り付けの構造は下図を標準とし、切り下げ歩道延長は必要最小限に留めること。

なお、出入りする車両が対向車線を侵す場合は、2(4)⑤によることができる。

(A) 歩道と民地の高さが同一の場合



(B) 車道と民地の高さが同一の場合



(木) 歩道構造がフラット方式の場合

フラット方式の場合の平面線形は、2 (4) ⑤によること。

### 3 財産等の取扱いについて

(1) 発生物件の処理

承認工事の施行で道路区域内に設置された物件等（防護柵、境界ブロック、土砂等）は道路管理者に帰属することから、承認の条件でその処理を明確にします。

また、承認工事で生じた無価値の物件等については、申請者に処分していただきます。

## (2) 発生土砂の売払い

道路区間内から発生する土砂について、県工事箇所又は公共施設等で処理できない場合は、申請者又は申請者以外の者から買い受けたい旨の申し出があったときは、適正な価値で売り払い処分いたします。

## (3) 土地の交換

承認工事にあたって官民境界線が法長の長短等により一様でない場合で、県道の不用物件と民地等を交換することにより、将来の道路工事計画等の用地確保、効率的な使用など道路を良好に管理することができる場合は土地の交換処分をする場合があります。

## (4) 土地の寄附等

申請者が土地を提供して承認工事を施工する場合、これらの土地に設けられる施設等について、道路管理者が道路と一体として管理し、これらの土地の権原を取得する必要があるときは、申請者から土地の寄附を受けることがあります。

この場合、申請書に寄附する旨を記載していただくとともに、承認条件として明記し、すみやかに登記することとします。

なお、土地の権原については所有権とは限らず、地上権、賃借権、使用貸借権等で足りるので、これらにより処理することもあります。

## (5) 緑地帯の設計

- ① 通路部以外の箇所を盛土及び切土する場合、通路部以外の道路敷地は、可能な限り緑地帯を設けること。
- ② 歩道設置計画のある箇所については、歩道余裕幅を官民境界に沿って確保すること。
- ③ 民地側と官地側の地盤高が面一になる場合は、出入口部を除き、官民境界線に沿って民地側に車止めを設置すること。

